

令和2年度社会福祉法人匠瑳市社会福祉協議会事業計画

【事業方針】

今日の社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行や人口の減少等を背景に、地域社会を取り巻く環境や家族の形態も大きく変化してきています。

そのような状況の中で、政府が「一億総活躍プラン」で提唱した「地域共生社会」の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握し、解決するための仕組みづくりと、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援体制の確立に向けた地域福祉施策が進められています。

令和2年度は、「第2次地域福祉活動計画」の初年度となることから、計画を広く周知するため、様々な機会に地域に出向き、計画の理念や、今後の事業展開を説明し、本会の目指す「福祉のまちづくり」をより深くご理解いただき、幅広い層の方々から活動への協力を得られるように努めます。

また、地域福祉の担い手不足が指摘される中で、社会福祉推進委員活動の推進や地域の団体や資源とつながるための情報交換や協議の場を多く設ける事により、地域福祉の理解促進に努め、市民の方々が、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」のため諸事業を積極的に遂行していきます。

社会福祉法人としては、公益性が保たれた団体としてのガバナンスの強化、透明性の確保、財源の確保に努め、収支バランスのとれた安定した経営を目指します。

【重点事業】

○福祉コミュニティの基盤作りの地区社協との連携強化と活動支援

地域福祉の基盤として、市内11地区に配置されている地区社協と市社協の連携を強め、一層の活動の活性化を図るとともに、地区の実情に合わせた活動の支援を継続的に行っていきます。

○権利擁護関係事業の周知及び法令を遵守した運営

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方等が地域で安心して生活できるように、適切なサービス利用や金銭管理等を支援する、「日常生活自立支援事業（すまいる）」及び「法人後見事業」の周知を図るとともに責任と透明性のある事業として円滑な運営に努めます。

○生活困窮者自立支援事業・生活福祉資金貸付事業を活かした自立相談支援事業の推進
生活困窮者自立支援事業及び生活福祉資金貸付事業により、何らかの理由で自立した生活が出来なくなった世帯に対し伴走型の支援を行う事で世帯が自立した生活を送れるよう支援を行います。

○社会福祉推進委員の活動の推進

地域における「人材不足」の解決と活動の活性化を目標に、匝瑳市社協と11地区社協との協働により、新しい人材として選任された「社会福祉推進委員」を活用し、地区社協運営の活性化や災害時要援護者台帳の整備協力、要援護者の見守り等を基本とし、困りごとを抱えた方の発見と問題解決の強化に努めます。

○生活支援体制整備事業の推進

誰もが住み慣れた地域で暮らし続ける事が出来るよう「生活支援体制整備事業」を実施、高齢化が進む中、住民同士が主体となった支え合い助け合い活動を推進します。

○生活支援サービス（ちょこっとサービス）の提供

生活支援サービスの協力会員として登録された方々による日常生活のゴミ捨てや買い物などの日常生活に必要な生活支援サービスの提供を推進します。

○第2次地域福祉活動計画の推進

「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を目指すため地域住民、行政福祉団体等と連携して計画の推進を図ります。

○防災・災害関連事業の推進

ふたたび、起こりうる災害に備え、社協事業における災害対応を検討するとともに、公的機関・地域住民と連携を図りながら、防災・災害関連事業を推進します。

事業名	目的	主な実施事項
法人運営ならびに連絡調整	法人の適切な運営と効果的な事業運営及び社協専門職の育成を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会の開催（4回） 2. 監事会の開催（1回） 3. 評議員会の開催（2回） 4. 評議員選任・解任委員会の開催（1回） 5. 財務、人事関係等のマネジメントの強化 6. 定款・諸規程の整備 7. 職員研修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティーソーシャルワーカーの養成及び勉強会の開催 8. 組織基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉人材不足の解消 9. 安全衛生活動の強化及び福利厚生の充実 10. 計算関係書類及び財産目録の公開 11. 自主財源確保及び経費削減の見直し 12. 社会福祉士課程実習生の受け入れ 13. 災害備蓄品の整備
広報啓発事業	住民参加による社会福祉の基盤作りを目指し、福祉意識の高揚と、福祉活動への参加の動機付けとなるよう広報啓発活動を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社協広報紙「ほっとそうさ」の発行2回 2. 社協ホームページの更新管理 3. 社協活動紹介のパンフレット作成 4. マスコミへの情報提供
地域福祉事業	複雑化している社会問題を地域の方々からの声を基に分析し、課題解決に向け地域福祉計画に沿った地域福祉の推進を実施する。	<p>第2次地域福祉活動計画の推進 （令和2年～令和6年の5ヶ年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチを基本として関係各所と協働しニーズの収集の実施 ・ 地域課題の取りまとめ、抽出したニーズに沿った事業展開の検討 ・ 社会福祉推進委員制度の推進
	地域における地域課題の発見、対応、福祉コミュニティの形成のため地区社協と協働し、住民主体による地域福祉活動を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社協活動への支援 2. 地区社協会長会議の開催（年3回） 3. サテライトデイサービスの開催協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協職員等の派遣協力 ・ 活動保険への加入 4. ふれあいいいききサロンへの協力及び推進 5. 地区社協役員視察研修の実施

地域福祉事業	<p>多様化するボランティア活動へのニーズに応じ活動援助、情報提供等を行い、引き続き、市民のボランティア活動への参加を促進するため、講座や研修会を開催する。</p> <p>また、地域における高齢者、障害者等を守るために地域住民と協働し地域づくりを推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアセンターの運営 2. ボランティアに関する相談の受付 3. ボランティア活動保険の加入促進 4. ボランティア連絡協議会の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・活動助成金の交付 ・ボランティア情報紙「touch」の発行 5. ボランティア講座の開催 6. 災害 VC 立ち上げ・運営マニュアルの継続的な見直し 7. 災害ボランティアセンター立ち上げに向けての基盤強化、関係機関との連携強化、それに伴う実施訓練 8. 地域若者サポートステーションとの協働 9. ボランティアフェスタ 2020 開催への協力
	<p>在宅生活者の外出を側面的に支援し、地域福祉の促進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車いす貸出の管理・運営 2. 車いすの保安全管理
	<p>ひとり暮らしの高齢者等が緊急入院する場合、民生委員や地域の方たちが速やかに対応できるよう支援を行う。</p>	<p>あんしん箱設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等へのあんしん箱設置 ・ひとり暮らし高齢者等への継続的な見守りと訪問活動への支援 ・あんしん箱利用状況の継続的把握 ・あんしん箱利用状況調査の実施
	<p>障害者の社会参加の促進と地域生活支援のためノーマライゼーションの理念に基づく活動を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 視覚障害者への声のサービス 2. 郵便物への点字添付サービス 3. 身体障害者福祉会への助成 4. 手をつなぐ育成会への助成
	<p>福祉教育を通し児童生徒が豊かな体験を積み、思いやりの心を育み助け合いと連携の意識を養うことを目的とする。</p>	<p>福祉教育の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童生徒のボランティア活動支援 2. 体験教室（福祉出前講座）へのボランティア講師派遣 3. 福祉教育に関する備品の貸出 4. 福祉教育に関する広報、情報提供

地域福祉事業	関係機関と連携し、全ての児童の健全育成を目指す。	<ol style="list-style-type: none"> 1. ことばの教室親の会への助成 2. 赤い羽根子どもの遊び場遊具補修 3. 子ども会育成連絡協議会助成 4. 交通遺児激励見舞金、勉学奨励金の支給
	地域福祉活動における人材不足を解消する新たな担い手として社会福祉推進委員を設置し、生活上の困りごとを抱えた方を早期に発見することにより、誰もが暮らしやすい地域づくりの推進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉推進委員研修会、地区社協合同研修の実施（年1回） 2. 地区社協との合同研修の実施 3. 社会福祉推進委員活動の基盤構築の推進 4. 活動保険の加入 5. 困りごと相談における社協職員訪問の実施
	安心生活基盤構築事業を継続し、地域で安心して暮らせる地域見守りネットワークと買い物支援体制等の整備を目的に事業を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者登録の更新及び推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者台帳様式の改訂 ・個人情報対策の強化 2. 災害時協力者の整備と日頃の見守り活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時協力者研修の推進 ・安否確認訓練実施の推進 3. 自主財源確保への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・寄付つき自動販売機設置の推進
相談事業	市民の困りごと、心配ごとを解決し安心して地域生活が送れるよう相談所を開設する。 また、複雑多様化する相談に対応するために総合的な相談体制の構築を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 弁護士無料法律相談 <ul style="list-style-type: none"> ・隔週月曜日弁護士による法律相談（月2回） 2. 判断能力低下による金銭管理等の相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設 3. 介護に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設 4. 生活福祉資金貸付相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設 5. ボランティアに関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設 6. 生活に不安を抱えられている方の相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時開設

<p>介護保険事業 指定訪問介護 事業</p>	<p>要介護者にホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定訪問介護事業所の経営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護計画の作成 ・ ホームヘルパーの派遣 ・ 登録ヘルパーの確保、健康診断の実施 ・ 利用実績の管理 ・ 登録ヘルパーに対し全体及び個別研修の実施 2. 判断能力が十分でない利用者に対する権利擁護の啓発 3. 在宅におけるターミナルケアに際し、医療・関係機関と連携を深める <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応のための情報共有及び関係各所との連絡調整 ・ 医療知識・介護技術等の向上により質の高いサービス提供が出来るヘルパーの育成
<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p>	<p>要支援状態にある高齢者に対し自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所の経営 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業の運営 ・ 訪問介護計画の作成 ・ ホームヘルパーの派遣 ・ 利用実績の管理 ・ 登録ヘルパーに対し全体及び個別研修の実施 2. 関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス居宅介護・重度訪問介護事業</p>	<p>身体、知的、精神障害者にホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供し、日常生活の維持向上を支援する。</p>	<p>ホームヘルパーの派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護計画書の作成 ・ ホームヘルパーの派遣 ・ 利用実績の管理 ・ 登録ヘルパーに対し全体及び個別研修の実施 ・ 登録ヘルパーへの健康診断の実施

<p>小規模多機能型 居宅介護事業所 「紙ふうせん」 の運営</p>	<p>介護が必要となった高齢者が、可能な限り住み慣れた環境の中で生活できるよう、365日・24時間の切れ目ないサービスを提供する事で、その在宅生活を支援すると共に、地域福祉の発信拠点となるべく開かれた環境づくりを行なう。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「通い」「訪問」「宿泊」サービスの提供 ケアプランの作成、給付管理 2. 利用相談、介護相談の受付と情報の提供 3. 利用者、家族のさまざまなニーズに対応できるサービスの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・早朝における送迎対応の実施 ・急な介護サービスにおける応対 ・利用者の方々にとって居心地が良い施設の改善 ・各業務担当の明確化 4. 地域福祉における拠点の強化 小中学生の職業体験受け入れによる福祉事業の紹介、ボランティアの活用と地域交流 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティアの受け入れの拡大 ②地域におけるサロン活動への協力 ③紙ふうせん新聞による家族・地域への広報 ④家族との連絡帳の積極的活用 5. 運営推進会議の開催（年6回） <ul style="list-style-type: none"> ・紙ふうせん業務運営報告 ・紙ふうせんイベントへの参加協力 6. 利用者や家族に寄り添ったケアの実施のための研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加及び内部研修での報告 ・内部研修の実施 7. 災害時備蓄品の拡充及び管理、福祉避難所としての機能強化、津波災害への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線を用いた非常時通信訓練 ・津波災害を想定した初期対応訓練及び避難ルートの確認、避難計画の見直し 8. 施設管理と防火対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・避難・防災訓練の実施 ・普通救命講座の開催 9. 感染症対策の強化
<p>日常生活自立 支援事業 (権利擁護事)</p>	<p>判断能力が十分でない高齢者や障害者を対象に、福祉サービス利用や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域で安心して暮らせるよう支援する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービス利用援助 2. 財産管理サービス 3. 財産保全サービス 4. 日常生活自立支援事業の広報啓発 5. 市内医療機関・福祉施設等の関係機関との

<p>日常生活自立支援事業 (権利擁護事)</p>		<p>連携による相談関係の構築</p> <p>6. 成年後見制度の周知活動</p> <p>7. 生活支援員の確保及び利用者支援等に関する研修の開催</p> <p>8. 利用者の情報共有及び相談体制構築における運営の透明性の確保</p> <p>9. 千葉県後見支援センターとの連絡調整</p>
<p>法人後見事業</p>	<p>認知症や知的障害などで判断能力が不十分な方々を保護し、支援を行う。</p>	<p>法定後見（補助・保佐・後見）の受任による本人の身上監護（生活、療養看護に関する事務）、財産管理（預貯金の管理・払い戻し、年金等の受領）、法人後見運営委員会の運営等</p>
<p>生活福祉資金貸付事業</p>	<p>低所得者、高齢者、身体障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を目的に貸付事業を行う。</p>	<p>1. 生活福祉資金貸付</p> <p>①総合支援資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費 <p>②福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉費 ・緊急小口資金 <p>③教育支援費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援費 ・修学支援費 <p>④不動産担保型生活資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産担保型生活資金 ・要保護向け不動産担保型生活資金 <p>2. 貸付業務、償還指導</p> <p>3. 千葉県社協及び行政、民生委員との連携</p>
<p>市受託事業</p>	<p>高齢者及び障害者の自立生活を支援するため、匝瑳市の事業を受託し、地域福祉の推進を図る。</p>	<p>1. ふれあいデイサービス</p> <p>2. 生活管理指導員（ホームヘルパー）派遣</p> <p>3. 移動支援</p>
	<p>生活支援体制整備事業</p> <p>地域で高齢者等を支えていくための「互助」の仕組みの構築を推進する。</p>	<p>1. 生活支援コーディネーターの配置</p> <p>2. 第1層協議体の運営</p> <p>3. 第2層協議体の設置検討</p> <p>4. 関係者とのネットワークの構築</p> <p>5. 生活支援サービスの開発及び担い手の養成</p> <p>6. ニーズと生活支援サービスとのマッチング</p> <p>7. フォーラム等による啓発活動</p> <p>地域との勉強会（ワークショップ）</p>

市受託事業	生活困窮者の自立支援 生活困窮者に対して家計、就労などの相談支援を包括的・継続的に行うことで早期に困窮状態から脱却することで自立の促進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自立相談支援事業の実施 2. 支援調整会議の開催 3. 生活困窮者支援についての関係者とのネットワークの構築 4. 内部・外部研修の実施 5. 生活困窮者自立支援事業の広報啓発
地域福祉 フォーラム事業	地域内の様々な団体、組織、地域住民が一緒になって地域づくりに取り組むあり方や、取り組みについて話し合う地域福祉フォーラム事業に取り組む。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本福祉フォーラムの実施 2. 地区社協を基盤とした小域福祉フォーラムの実施及び推進 3. 地域福祉フォーラム研修会への参加 地域福祉フォーラムブロック別研修会
共同募金事業	たすけあい精神の高揚と参加型社会福祉として、市民の善意を結集する赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動に取り組む。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共同募金運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協会長会議での募金協力依頼 ・募金配分計画策定 ・配分結果報告 2. 歳末たすけあい募金運動 <ul style="list-style-type: none"> ・歳末見舞金配分対象者調査 ・歳末見舞金の配分 ・歳末たすけあい募金運動結果報告
シニアクラブ事業	高齢者の老後生活を健全で豊かにすることを目的に、自主的かつ中立的な組織として活動するシニアクラブの事務局を運営する事により、高齢者の心身の健康増進を図る。	市シニアクラブ連合会事務局の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・市シニアクラブ連合会定例会開催 ・会報「ほほえみ」発行・交通安全教室参加 ・環境美化運動、花植作業（春・秋） ・寿大学参加　　・特選演芸会共催 ・市シニアクラブ連合会グランドゴルフ大会 ・健康教室開催 ・女性委員会料理教室開催 ・敬老の友愛訪問 ・秋季スポーツ大会開催 ・県老連・海匠老連研修会等への参加
その他の事業		<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活支援サービス（ちょこっとサービス）事業の運営 2. 法外援護 生活困窮者等への支援物資等の確保と支給（フードドライブ） 3. 災害見舞金支給 4. 遺族会への助成 4. 青少年相談員連絡協議会への助成 5. 母子寡婦福祉会への助成

